\bigcirc 厚生労働省告示第三百七十一号

規 定 薬事 法 基づ (昭 和三十五年法律第百 慣 が 兀 一 五 号) 厚生労働 第五十条第十号の 指定す る医 規定に基づき、 薬 昭昭 和三十六年厚 薬事 法第 五十条第十号 生省告示

+ -八号) 0 部 を 次 \mathcal{O} ょ うに 改正 する。

 \mathcal{O}

に

き習

性

あ

る

ŧ \mathcal{O}

とし

7

大 臣 \mathcal{O}

品

第

平成二十六年九月二十六 日

厚生労働大臣 塩 崎 恭久

第三十八号を第三十九号とし、 第十五号から第三十七号までを一 号ずつ繰り下 げ、 第十 四号の 次に

次 \mathcal{O} 号を加える。

十 五 [(七R)|-四 五 | ク 口 口 一一・三一ベンゾオキサゾール―二―イル)一七―メチル

兀 ―ジアゼパン <u>|</u> ーイル」 五 ―メチル―二― <u>_</u> <u>H</u> 一一・二・三ートリアゾール―二―イル

フエニル」メタノン (別名スボレキサント)及びその製剤